

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成26年2月25日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

出席説明員 (23名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	鈴木尚君
財政課長	川口荘一君	総務管財課長	東栄一君
職員課長	原島真二君	総務部副参事	神山尚君
保育課長	関田孝志君	青少年課長	中村修君

障害福祉課長 小川 則之 君
産業振興課長 乙幡 正喜 君

健康課長 志村 明子 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 平成26年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第10 第 6 号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第12 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 第 7 号議案 専決処分の承認について
- 第14 第 8 号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例
- 第15 第 9 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 第10号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 第11号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 第18 第12号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例
- 第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第20 第14号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例
- 第21 第15号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第22 第22号議案 市道路線の廃止について
- 第23 第23号議案 市道路線の廃止について
- 第24 第24号議案 昭和病院組合理約の変更について
- 第25 第25号議案 東京都後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 第26 第16号議案 平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）
- 第27 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第28 第17号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 第18号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第30 第19号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

- 第31 第20号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32 第21号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第33 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第21まで

午前 9時31分 開会・開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから、平成26年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（尾崎信夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る2月19日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず本定例会の会期であります。本日2月25日より3月19日までの23日間といたします。

会議録署名議員は、3番 尾崎利一議員、20番 佐竹康彦議員の両名であります。

第1回定例会におきましては、例年、議案審議のため2日間、本会議を設定しておりますので、今定例会につきましても、本日より明日を設定しております。

なお、本日の本会議は、都合により正午までといたします。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長、議長の諸報告を順次行います。続いて、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程の後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。次に、第2号報告、第1号諮問、第7号議案から第15号議案、第22号議案から第25号議案、第16号議案を順次審議した後、議事運営上休憩をし、休憩中に土地開発公社評議員会を開催します。再開後、第1号報告に続いて第17号議案から第21号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

27日は施政方針に対する代表質問を、28日、3月3日から6日は一般質問となります。

3月1日、2日、8日、9日、15日、16日、18日は休会となります。

常任委員会、議会運営委員会の日程について申し上げます。

27日、議会運営委員会を午前9時半から、3月7日、総務委員会を午前9時半から、10日、厚生文教委員会を午前9時半から、11日、建設環境委員会を午前9時半から。また同日、議会運営委員会を午後1時半から開催いたします。14日、午後1時から議会運営委員会を開催します。なお、閉会中審査分の請願・陳情が提出されない場合は開催いたしません。

12日から14日と17日の4日間は、予算特別委員会を開催いたします。なお、予算特別委員会理事会を4日、午後1時並びに12日、予算特別委員会の開会前に開催いたします。

19日、最終日は、常任委員会審査報告、予算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願・陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決の後、閉会となります。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

代表質問通告締め切りは26日正午までです。

28日、政策調整会議を午後1時より開催いたします。

第22・23号議案は、建設環境委員会に審査を付託いたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは11日正午までであります。

案件の内訳ですが、報告案件2件、諮問案件1件、議決案件25件、計28件となっております。

また、今定例会の一般質問通告者は18名であります。

2月19日正午までに受理した陳情は2件であります。

議事運営上、議会運営委員会申し合わせ事項にあります4時半以降、新たに指名せずとありますが、今定例会に限り新たに指名し、午後6時を目途に、議長発議により時間延長を行うものとしたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

3番 尾崎利一 議員

20番 佐竹康彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月25日から3月19日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

日本経済は、政府の景気・経済対策により株価が上昇し、個人消費が持ち直すなど、景気は緩やかに回復しつつあります。

一方で、平成26年4月からの消費税率の引き上げにより、景気の落ち込みも懸念され、先行きは見通せないものとなっております。

国の新年度の予算案につきましては、景気回復の動きや消費税率の引き上げに合わせて、社会保障の充実や景気対策を盛り込み、経済再生とデフレ脱却を目指す予算となっております。

市財政におきましては、行政改革への取り組み等により、基金積立金は増加傾向にあり、持続性のある行財

政運営が定着しつつあると考えております。しかしながら、公共施設の耐震化や老朽化対策、新たな学校給食センターの建設など、多額の経費を要する事業が山積しております。また、少子高齢化に伴い社会保障に関する費用は年々増加しており、厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成26年度の市政運営につきましては、「第四次基本計画」に体系づけられた施策の実現に向けて着実に事業を実施することを基本に、基本構想の目指す「人と自然が調和した生活文化都市東大和」の実現のため、市民と行政の協働による行政運営の推進に努めてまいります。

ことは、私が市長に就任して4年目を迎えます。

これまでの3年間で積み重ねてきたものとあわせて、さらに意欲的に行政課題の解決に向けて取り組んでまいります。

それでは、初めに、私が考えております平成26年度の重要施策につきまして、5点申し上げます。

第1には、これまで、必要とされている事業で、実現に時間を要しておりました、(仮称)総合福祉センターと新学校給食センターの開設についてであります。

両施設とも、利用者の皆様、地域の皆様に初め、多くの皆様の御理解と御協力をいただき、準備を進めてきたところであります。

(仮称)総合福祉センターにつきましては、民設民営方式で平成28年4月の開設に向け、また、新学校給食センターにつきましては、平成29年4月の開設に向け、事業を進めてまいります。

第2に、家庭廃棄物についてであります。

平成26年10月1日から、有料化と戸別収集を導入いたします。これにより、廃棄物の減量、排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の改革が図られるものと考えております。

この事業につきましては、市民の皆様の御理解と御協力がなくては実現し得ないものであります。

このことから、事業を推進するため、混乱が生じないように、丁寧な説明を行い、市民の皆様とともに廃棄物の減量に取り組んでまいります。

第3に、公共施設の老朽化対策についてであります。

当市におきましては、公共施設の最適化を検討するために検討委員会を設置し、「公共施設白書」の作成及び「マネジメント計画」の策定に着手したところであります。

このことにより、公共施設の長寿命化を図るとともに、将来的な財政負担を見通し、その軽減や平準化などが図られるものと考えております。引き続き、国や東京都の動向を注視し、検討を進めてまいります。

第4に、防災についてであります。

東京都におきましては、東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを行い、市では、その被害想定に基づいて、「地域防災計画」の見直しを行いました。地震は、いつ起きてもおかしくないと言われているところであり、震災への備えは大変重要な施策であると考えております。

そこで、庁舎や中央公民館の耐震化を進めます。また、備蓄コンテナの整備、中学校及び上仲原公園への災害対策用マンホールトイレの設置、児童・生徒及び教職員の災害対策用備蓄食糧の確保など、防災対策を進めてまいります。

第5に、観光についてであります。

「うまかんべえ〜祭」も第3回を迎え、さらなるイベントの充実・発展を図るとともに、“これぞ東大和!”と呼ぶにふさわしい御当地グルメの創出や、地域ブランドの確立を目指してまいります。

また、「産業振興基本計画」に基づき、農業、商業及び工業の振興と連携した観光事業の活用について研究してまいります。

次に、平成26年度に取り組む主な施策について、「第四次基本計画」の施策の体系に沿って、申し上げます。初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

教育委員会では、平成25年12月、今後5年間を見据えた教育ビジョンとして、「学校教育振興基本計画」を策定いたしました。

重要課題の一つであります学力の向上につきましては、基礎的、基本的な知識・技能を確実に身につけるとともに、それらを活用して思考力・判断力・表現力を育ててまいります。

また、小中一貫教育をさらに推し進め、いわゆる中一ギャップの解消を図るとともに、学力観や指導観など、教職員の意識改革にも取り組んでまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、人権教育の充実を図り、いじめの根絶に努めるとともに、引き続き不登校問題への対応を進めてまいります。

特色ある教育活動の充実につきましては、新たな事業として、多摩島しょ広域連携活動助成金を活用して「中学生アメリカン・サマーキャンプ」を実施し、英語に触れる機会をふやしてまいります。

特別支援教育の充実につきましては、「特別支援教育推進計画」の策定に向けた検討を行うとともに、巡回相談を活用した幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を強化いたします。

学校施設の整備についてであります。校舎・体育館の耐震補強工事につきましては、全て完了いたしました。今後は、校舎の外壁や建物内部の壁及び天井等の非構造部材の耐震化を進めてまいります。

平成26年度におきましては、小学校2校、中学校3校の校舎の外壁の改修工事を行ってまいります。

また、学校の水飲栓直結給水化につきましては、工事費や設計委託料などを計上し、引き続き環境改善に努めてまいります。

さらに、プール塗装等を実施し、現施設の改善を図ってまいります。

学校給食センターの整備につきましては、現在の施設が抱える老朽化や衛生管理などの諸課題に対応するため、「学校給食基本計画」に基づき、新たな学校給食センターの建設を進めてまいります。平成26年度は、基本設計を踏まえ、実施設計を行ってまいります。

市内の小中学校の適正規模、適正配置等への対応につきましては、最新の状況を注視しながら「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」に沿った検討を進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

公民館事業につきましては、地域の課題や社会問題を取り上げた講座、市民みずからが企画運営に参加できる事業等を、引き続き実施するとともに、市民大学のさらなる充実に向けてまいります。

また、中央公民館の耐震補強工事を実施いたします。

図書館事業につきましては、昭和59年4月に開館した中央図書館は、平成26年4月に開館30周年を迎えます。引き続き、多くの皆様にご利用いただける魅力ある事業を企画・実施してまいります。

郷土博物館につきましては、3月にプラネタリウムがリニューアルいたします。

今回導入いたします最新鋭の投影機では、より鮮明に星を映し出すことができ、本物の星空の持つ奥行きと広がり再現が可能となります。

この新たなプラネタリウムを活用して、魅力ある企画を計画し、市内だけでなく市外からもたくさんの方々にお越しいただき、楽しんでいただける事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年がトラブルに巻き込まれ被害者にも加害者にもなるような事件が後を絶たないことから、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携や協力を図りながら、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、引き続き事業の充実を図ってまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館の管理運営につきましては、4月から指定管理者が変更となります。新たな指定管理者と連携を図り、市民の芸術文化活動の振興が図られるよう努めてまいります。

また、文化施設の整備といたしまして、（仮称）東大和郷土美術館の整備に向けて、引き続き吉岡堅二画伯の作品等の整理、収集に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進についてであります。引き続き指定管理者と連携を図り、施設の適切な管理運営を行うとともに、スポーツ・レクリエーションの振興に努めてまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよひあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

健康づくり施策を総合的に推進するため、「（仮称）健康増進計画」を策定してまいります。

また、保健センターにおける年間の事業情報を掲載した「健康カレンダー」を作成し、健康づくりへの意識の啓発と健康教室やがん検診などの各種事業の利用向上を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、関係機関との連携を図り、5歳児健康診査事業のより円滑な実施に努めてまいります。

成人保健事業につきましては、「こころの体温計」を引き続き実施し、こころの健康づくりを推進してまいります。

また、がん対策として、多摩地域では他市に先駆けて実施しております40歳から74歳までの市民を対象とした「胃がんリスク検査」の定員を拡大し、胃がんの早期発見・予防に努めてまいります。

予防事業につきましては、予防接種法の改正が予定されておりますことから、東京都等の関係機関との連携を図り、円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

また、新型インフルエンザ等の発生時の健康危機管理対策として、国及び東京都の計画との整合を図りながら、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定してまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

高齢者一人一人が、健康で生きがいを持ち、心豊かに生活が送れるよう支援を行うとともに、地域で高齢者を支えるための事業を引き続き実施してまいります。

また、現在、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者見守りぼっくす」を設置し、関係機関と連携した高齢者に対する見守りを行っているところであります。

平成26年度は、2カ所目となる「高齢者見守りぼっくす しんぼり」を新堀地区会館内に開設するとともに、平成27年度に3カ所目を開設するための準備を進めるなど、諸施策の充実を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、「第5期介護保険事業計画」の最終年度となります。計画に基づき介護サービスを提供していくとともに、大きな改正が予定されております介護保険制度への対応を図りながら、平成27

年度から3カ年にわたる「第6期介護保険事業計画」を策定してまいります。

また、東大和元気ゆうゆう体操の普及を初めとした介護予防施策を引き続き推進するほか、介護予防リーダーの育成にも努めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

平成24年度から3カ年にわたる「第2次障害者計画・第3期障害福祉計画」の最終年度に当たることから、計画に沿った障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

具体的には、障害者が住みなれた地域で自立した生活を送るために必要な場として、市内の知的障害者ケアホームの提供体制の確保を図ってまいります。

また、障害者等を対象とした事前調査を実施し、それを踏まえて「第3次障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定してまいります。

また、障害者が地域で安心して生活していくための環境づくりの施策として、緊急時などに周囲の助けを求めるための「ヘルプカード」の作成及び配布を行ってまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に向け、「子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

保育体制の充実につきましては、4月に新たに私立玉川上水保育園が運営を開始いたします。また、園舎建て替えが終了した私立大和東保育園の定員を拡大いたします。

さらに、私立テマリ保育園の新園舎建設費の補助を実施し、平成27年4月からの定員拡大を行い、待機児童解消に努めてまいります。

また、市立狭山保育園では、擁壁補修工事を実施し、安全・安心な保育の実施を図ってまいります。

次に、子育て支援の充実については、在宅の子育て家庭へのサービスの充実を図るため、新たに私立保育園3園に補助を行い、一時預かり事業を開始してまいります。

また、子育てひろばを1カ所増設し、親子の居場所づくりに努めてまいります。

子育て支援を推進するため、引き続き公共施設等を利用し、乳幼児を連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつがえや授乳などが行えるスペース「赤ちゃん・ふらっと」を整備してまいります。

次に、学童保育の充実につきましては、4月から学童保育所の土曜日の開所時間を午前8時30分から午前8時に繰り上げ、引き続き学童保育所運営事業の充実を図ってまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業についてであります。国民健康保険は、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険は、独自の財源で運営することが難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。そのため、国民健康保険税の収納率向上に向けた取り組みを継続し、歳入の確保に努めてまいります。また、レセプトデータの分析による糖尿病等重症化予防を中心とした保健事業や、特定健康診査・特定保健指導による健康の保持・増進などにより、医療費の適正化及び歳出削減に努めてまいります。

今後も、関係区市町村と連携を図り、制度の動向を注視しつつ、国並びに東京都に制度改善等の要請を行うとともに、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に

取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、平成26年度は、後期高齢者医療保険料の改定の年度となります。

東京都後期高齢者医療広域連合は、被保険者数や1人当たりの給付費増を主な要因とした医療給付費の増加に対応するため、特別対策等により保険料の抑制を図った上で、改定を行いました。

一方、国は、現行の後期高齢者医療制度を基本としながら、必要に応じて制度の見直しに向けた検討を行うとしております。

今後の動向を見据えるとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合及び関係区市町村と連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活保護の受給に至る前の自立支援を行うため、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されることに伴い、平成26年度にモデル事業を実施し、支援体制の整備及び事業の検証等を行ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

社会環境が変化する中で、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができるよう、地域における支え合いの福祉を推進するため、平成27年度を計画の初年度とする「第五次地域福祉計画」を策定してまいります。

また、（仮称）総合福祉センターにつきましては、平成28年4月の開設を目指し、引き続き、事業実施者と調整を図り、準備を進めてまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用情勢は、完全失業者がここ数年減少しており、また、新卒者の内定率も改善傾向にあります。

しかしながら、正規雇用につきましては、いまだに厳しい状況にあることから、雇用の創出に向けて、就職を希望する市民に就業の機会が提供できるよう、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営及び就職面接会等の開催に努めてまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者庁、東京都、関係区市町村等と連携を図り、悪質商法などの消費者被害を未然に防ぐため、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者への啓発に努めてまいります。

また、消費者の不安の解消、被害の拡大防止・救済のため、引き続き消費者相談及び法律専門家による多重債務相談を実施いたします。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、新鮮で安全な農産物の供給に加え、学習、体験の場の提供、自然環境保全機能など、多面的な役割を果たしております。農業者が、農産物の生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。

また、効率的かつ安定的な農業経営が確立できるよう、認定農業者の経営改善計画の実現に向けた認定農業者支援事業を継続するとともに、認定農業者数の拡大に努めてまいります。

さらに、市民が農業と触れ合い、都市農業への理解を深めるため、新たに市民農園を1園開設いたします。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、景気は緩やかに回復しているものの、依然として厳しい経営状況にある中小企業者の経営の安定化に資するため、運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を、

引き続き実施してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、引き続き商工会が実施する市内商業販売促進事業や商店会が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を行うとともに、商店街等が設置する装飾灯に対する補助を充実してまいります。

また、引き続き住宅・店舗リフォーム事業や住宅増改築等あっせん事業を通じて、市内建設業の活性化を図ります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

平成26年度に3回目となります「うまかんべえ～祭」を実施し、御当地グルメの創出とともに、地域ブランドの確立を目指してまいります。

また、平成25年度に改定しました「観光マップ」等の活用を図り、狭山丘陵や多摩湖を中心とした「美しい自然」等東大和の魅力を広くPRし、まちの活力向上につなげてまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

市の都市計画の基本的な方針である「都市マスタープラン」につきましては、社会経済情勢の変化や市を取り巻く状況を勘案し、地域別懇談会等における意見の反映を図り、見直しを行ってまいります。

立野一丁目土地区画整理事業につきましては、地権者との移転補償交渉を進め、都市計画道路整備工事の完了を目指し、換地処分の手続に着手できるよう努めてまいります。

下水道の整備につきましては、定期的な点検等の実施により施設の適切な維持管理を行うとともに、避難所等と接続する管渠の耐震化を図り、震災に強いまちづくりを進めてまいります。

また、公共下水道への接続の促進や、既存住宅への雨水浸透ます等の設置促進を図り、河川等の水質の保全、雨水の流出抑制を図ってまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修促進につきましては、地震による被害の軽減を図るとともに、被災後の復旧・復興活動に備えるため、引き続き、昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅及び特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する助成に取り組んでまいります。

また、平成27年度を計画期限とする現在の「耐震改修促進計画」の検証を行い、地震に備えた施策の推進を図ってまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線につきましては、引き続き用地買収と整備に向けた調整を進めてまいります。

生活道路につきましては、車道の改修や歩道の段差改良を行うなど、引き続き整備に努めてまいります。

また、自転車等の駐車対策に関しましては、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づく事業の実施に取り組むとともに、引き続き駐輪指導や駐輪場整理、自転車撤去の実施等により放置防止に努めてまいります。

公共交通網の一翼を担うコミュニティバスにつきましては、利便性の向上を目指し、地域公共交通会議における協議を踏まえ、当市にふさわしい運行形態への見直しを行ってまいります。

交通安全対策につきましては、今後も関係機関と連携して交通事故防止に努めてまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

緑豊かな狭山丘陵を将来にわたって保全し、次世代に引き継ぐことを目標に、公有地化を進めるとともに、関係団体の協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制の強化といたしましては、東日本大震災の教訓や、東京都の新たな被害想定に対応した「地域防災計画」を実効性あるものとするため、より実践に即した総合防災訓練の実施に努めてまいります。

また、東日本大震災を風化させないため、「防災フェスタ」も引き続き実施してまいります。

地域防災力の強化のため、防災モデル地区事業として、図上訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の育成・支援にも努めてまいります。

災害時要援護者対策につきましては、引き続き「地域防災計画」に基づき関係機関との連携を図ってまいります。

また、地域による要援護者の避難支援体制づくりの基本的な進め方について、そのガイドラインを自治会等に周知し、事業の推進に努めてまいります。

さらに、災害用備蓄コンテナの増設及び災害対策用マンホールトイレ、避難所用間仕切りの整備を図るとともに、帰宅困難者対策の一環として、児童・生徒等のための備蓄食糧を確保してまいります。

市役所本庁舎及び現業棟につきましては、耐震補強工事等の設計委託料を計上し、災害時の防災拠点としての機能強化に努めてまいります。

大雨時における溢水対策といたしましては、引き続き雨水排水管や集水ます等、排水施設の清掃を実施するとともに、浸透施設の設置などを行い、溢水被害の軽減に努めてまいります。

防犯対策といたしましては、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、青色防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、地域の防犯ボランティア団体に対する防犯用品支給事業を引き続き実施いたします。

また、「市民の安全のための指針」に基づき、関係機関を含め全庁的な取り組みの推進にも努めてまいります。

空堀川の整備につきましては、東京都において計画的に進めているところであり、管理用通路の街路灯につきましても、河川整備の進捗に合わせて、遊歩道として市民が安心して利用できるよう設置してまいります。

次に、ごみの減量とリサイクルの推進について申し上げます。

ごみの減量化に向けた取り組みといたしましては、市民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物の減量、排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の改革を図るため、家庭廃棄物の有料化と戸別収集を導入し、さらなる廃棄物の減量と発生抑制を目指し、廃棄物の適正処理に努めてまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策に対する啓発に努めるとともに、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、職員も率先して環境に配慮した行動に取り組んでまいります。

福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質による環境問題に対応するため、公共施設の空間放射線量の測定及び給食センターの食材や保育園の給食に加え、市民が持ち込む食材の放射性物質の測定を引き続き実施してまいります。

続きまして、「相互の理解と協力に支えられるまちづくり」について申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

民間の緊急一時避難施設に対し、引き続き運営費の一部を補助し、配偶者等からの暴力被害に遭われた方の人権を守ってまいります。

男女共同参画社会の実現に向けて、「第二次男女共同参画推進計画」に基づき、さらなる啓発に努めてまいります。

次に、情報通信技術を活用した豊かな社会の実現について申し上げます。

情報システムの安定稼働を図るため、電算機室内の空調設備工事等の環境整備を行います。また、災害対策につきましても検討を進めてまいります。

次に、共に支えあう地域社会の確立について申し上げます。

コミュニティー施設につきましては、平成26年4月8日に新たに桜が丘地区に玉川上水集会所を開設します。

市民の学習活動やレクリエーションなど、コミュニティー活動の場となる地区会館、地区集会所、老人福祉施設の適正な事業運営に、引き続き努めてまいります。

また、複合施設を構成する関係各課の事業が円滑に行えるよう、市民センターの施設管理を適切に進めてまいります。

市民の力を生かした地域づくりの推進につきましては、市民と行政が協働する市政の実現を目指し、協働についての基本的な考え方や基準、方法等を規定した指針を策定してまいります。

次に、地域を越えたパートナーシップの確立について申し上げます。

平和事業につきましては、平和月間である8月に、旧日立航空機株式会社変電所前の「平和広場」におきまして、「平和市民のつどい」を開催するほか、平和関連事業を実施いたします。

また、戦争に関する体験談等をまとめた平和文集を発行いたします。

今後も、恒久平和の実現に向けて、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、友好都市である喜多方市との関係をさらに推進するため、平成24年4月27日に締結した友好都市協定に基づきまして、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野における交流を通じて、互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を図ってまいります。

続きまして、「適正な行財政運営の実現」について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

市では、厳しい財政状況の中で、さまざまな行政課題に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、行政改革に努めてまいりました。

こうした中、平成26年度は「第4次行政改革大綱及び推進計画」に基づく取り組みの3年度目となります。行政改革推進の基本目標である「市民サービスの更なる充実」、「市民と行政の協働による市政」、「財政健全化の推進」の実現を目指し、計画の進行管理を行い、引き続き効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

歳入の確保であります。市税等の収納を取り巻く環境は、景気回復の影響もあり好転に向かいつつあるとはいえ、市民が実感を得ているとは考えにくい状況であり、今なお厳しい状況が続いております。このような中、平成26年度は、納税者の利便性の向上を図るため、自宅で市税等の納付が可能となるモバイルレジ収納を開始いたします。

また、滞納市税等への対策といたしましては、現年課税分の早期対応を徹底するとともに、財産調査を目的とした搜索やタイヤロックなどの差し押さえを行い、滞納整理を進めてまいります。

さらに、職員の能力向上や業務体制の見直しを行い、きめ細かな対応を基本とした市税等の歳入の確保に努めてまいります。

次に、計画行政の推進につきましては、平成24年度に策定した「第四次基本計画」に基づき、事務・事業を効果的かつ効率的に推進するため、行政評価制度や市民意識調査を活用しながら、計画の適正な進行管理に努めてまいります。

次に、行政評価制度につきましては、行政評価の実効性を高めることを目的に、2年間にわたり試行的に行ってまいりました外部評価について、試行結果を踏まえ、平成26年度から実施をしてまいります。

次に、公共施設の老朽化に対応し、維持管理や更新等を効果的かつ効率的に推進するため、公共施設の最適化について、検討を進めてまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

自治基本条例につきましては、平成25年度に引き続き市民懇談会を開催し、市民の方々に参加をいただきながら、当市における条例のあり方について、検討を進めてまいります。

次に、「新年度予算の編成」について申し上げます。

平成26年度予算の編成に当たりまして、1として「開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得る」こと。2として「持続可能な市政の実現のため、社会情勢を見通す中、取り組むべき課題に集中して対応する」こと。3つとして「第4次行政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的な事務事業の実施に努める」こと。

この3つの内容を基本方針として定め、私の所信表明における「六つの柱」からなる施策を優先し、予算の編成を進めてまいりました。

それでは、新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税につきましては、課税実績等を踏まえた市民税や固定資産税の増額と、収納対策への取り組み等を考慮した内容といたしました。

また、地方交付税等につきましては、税制改正の影響や、国の予算の執行等に伴い、厳しい内容になることも見込まれますが、地方財源の補填措置として、必要な額を計上いたしました。

次に歳出であります。 「住みよい、活気あるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、そして「地域力・教育力の向上」、これらの実現を図る施策として、「実施計画」における主要事業等につきまして、優先的に予算化を図りました。

市財政につきましては、景気回復の確実な見通しが難しい中、多額の経費を要する事業の財源確保等において、厳しい状況が続くものと考えますが、今後も市財政の健全性を維持し、抱える諸課題に取り組むため、引き続き、財源の有効活用と効率的な予算配分を行い、市民サービスの向上に努めてまいります。

また、少子高齢化社会の進行、社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策など、将来的な財政負担に備え、基金への積み立てを積極的に実施してまいります。

以上、平成26年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

私は、開かれた市政と持続可能な市政の実現を目指し、市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様とともに歩む市政運営を行ってまいります。

また、市民の皆様から信頼を得られるよう、職員の職務能力の向上を図るとともに、挨拶と笑顔による対応

に努め、活力ある市役所にしていきたいと考えております。

市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成26年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時26分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 諸報告

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、1月17日に平成26年度東京都予算編成に伴う市町村長合同会議が開催されました。

議事1の平成26年度東京都予算内示状況について及び議事2の復活項目について、東京都から説明があった後、東京都の副知事に対し、復活についての要請活動を行いました。

次に、1月27日、東京都市長会が開催されました。

議事1の東京都における通称道路名についてであります。現在、都内129路線に通称道路名を設定していますが、今回は交通や観光、都民生活上の重要性を考慮し、新規設定42路線、改定12路線において通称道路名の設定を行うとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の公会計制度をめぐる動きと今後の対応についてであります。平成25年6月に閣議決定された骨太の方針を受けて、都では東京都会計制度改革研究会を設置し、都と区市町村が共同で、制度改革についての研究をしていきたいとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成26・27年度保険料率最終案及び平成26年度予算案について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事4の多摩地域行政連携事業、政策スクールの実施報告についてであります。多摩地域30行政の連携促進を行い、その効果を多摩地域の活性化につなげる目的で、平成25年11月に開催された政策スクールについて、公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩から説明がありました。

次に、議事5の平成25年度施策の見直しの取扱いについてであります。「歴史的建造物等を活かした観光まちづくり」について、市長会建設部会からの報告を受け、都の提案どおり廃止するというので、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○19番（御殿谷一彦君） この8ページのところの公会計制度をめぐる動きと今後の対応についてということで、このような動きが始まったということで大変うれしく思います。

ちょっと確認をしたいと思いますんですけども、まず1つが、これ26市ということで、一応26市の集まりですから、話がありましたけども、23区のほうはどうなっているのか。私の考えとしては、東京都全体で一つの大まかな統一基準をつくっていく必要があるんじゃないかというふうにも思っていて、23区のほうはどうなってるのか、もしおわかりになればお聞きしたいと思います。

それから、統一基準をつくって、当然ながら統一基準の意味は、全国も含めて他市との比較ができるようにということで統一基準をつくっていくんだと思いますが、もう一つの効果として、このインフラとしてのいわば単純に言うとシステム、携わらなければいけないシステムのこれの統一が可能になるんじゃないかというふうに思います。この辺のシステム化についての動きも、もしあるようでしたら、統一ということで、共同または共有ということであるようでしたらお話を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 資料4、8ページのほうですね。

まず1点目の23区の状況ということでございますが、現段階ですね、なかなかまだ情報として入手はしてございませんが、26市のほうで、ここにも右側の2つ目の四角のくくりの中にございます、促進連絡会議の中に東京都と、26市では町田市が入るところで、町田市が大分、公会計制度の部分については、26市の中では一番進んでるところでございます。それで、その次に江戸川区ということで記載されておりますが、23区は江戸川区が大分公会計制度が進んでいるということで、私ども情報は入手しております。その他の22区は、これからというような状況というふうなことで聞いておまして、当市と同じような状況が今のところ考えられております。

2つ目の今後こういうような、東京都、統一的なということの中で、システムにつきましても、当然今後、調査、研究を統一してやっていく中で、システムの統一的なものも当然議論の中に入ってくるというふうに思っています。ただ、東京都の公会計制度の動きについては、今この資料4の8ページと9ページのことが東京都から示されたわけですが、もう一つ、国のほうの動きもございまして、総務省のほうが平成26年度中に全国的な統一的なもののまとめたものを発表するというようなことも動きとしてございますので、私どもとしましては国の総務省のいろいろな公会計制度に対する動きですね、動向を把握するとともに、東京都の統一基準に関します同一步調をとるような動き、この両方をにらみながら、システムの改修等も含めながら、今後注視していきたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（関田正民君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 尾崎信夫君 登壇〕

○議長（尾崎信夫君） それでは、議長報告を行います。

平成25年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、1月23日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が東京自治会館で開催されました。

議題であります。平成26年度消防委託事務につきましては、委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積もり額の説明があり、これを承認いたしました。

次に、平成26年度通常総会日程等を決定いたしました。

次に、1月27日に平成26年東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会が東京自治会館で開催されました。

初めに、平成24年度同組合歳入歳出決算を認定いたしました。

次に、平成26年度同組合予算につきまして原案どおり可決いたしました。

次に、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合負担金に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、条文本則の中に、「組織団体」を「構成団体」と改めるもので、原案どおり可決いたしました。

次に、2月5日に全国市議会議長会評議員会が日本都市センター会館で開催されました。

まず、総務省総務事務次官の岡崎浩巳氏より、「地方行財政の課題」と題して講演が行われました。

次に、報告事項として、平成25年11月6日の評議員会以降の一般事務報告が行われ、その後、地方行政委員会を初めとした各委員会の事務報告が行われました。

次に、協議事項として、平成26年度全国市議会議長会一般会計予算（案）、平成26年度全国市議会議長会表彰基金会計予算（案）及び平成26年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算（案）について、それぞれ原案どおり可決いたしました。

次に、2月7日、平成26年北方領土返還要求全国大会が日比谷公会堂で開催されました。

第一部の後、第二部では、安倍内閣総理大臣を初め、関係者から北方領土の返還を求める強いアピールが出されました。安倍内閣総理大臣は、この大会終了後、プーチン大統領と会談するため、冬季オリンピックの開催されているロシアに向けて出発されました。

次に、2月13日、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合市議会議長会議が府中の森芸術劇場で、議員研修会に先立ち開催されました。

議題としては、任期満了に伴う議員選挙であり、平成26年3月から2年間の任期で、新たにあきる野市議会議長、稲城市議会議長、そして狛江市議会議長の3名を選出いたしました。

次に、2月13日、第52回東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。

研修会は、首都大学東京都市環境学部准教授の饗庭 伸氏により、「人口減少・都市縮小時代の都市計画」と題して講演が行われたものであります。

次に、2月17日に東京都市議会議長会理事会在東京自治会館で開催されました。

まず報告事項として、平成25年11月20日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会第148回建設運輸委員会を初めとした会議結果について報告が行われました。

次に、協議事項であります。関東市議会議長会第80回定期総会で審議する都県提出議案につきましては、調布市から提出がありました「食物アレルギー事故防止対策について」を優先順位第1案、国立市から提出がありました「中央自動車道高井戸―八王子間の首都高速への編入と料金体系の見直しについて」を優先順位第2案と決定いたしました。

理事会終了後、東京都市議会議長会定例総会が開催されましたが、ただいま御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても原案どおり承認、決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終了いたします。

○副議長（関田正民君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 尾崎信夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で議長報告を終了いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 5 第1号議案 平成26年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第2号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第3号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第4号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第5号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第10 第6号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（尾崎信夫君） 日程第5 第1号議案 平成26年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第9 第5号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第10 第6号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第6号議案までの6議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、22人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営につきましては、協議機関として議会運営委員会の委員をもって構成する予算特別委員会理事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第11 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成25年12月1日、清原西公園内で発生いたしました物損事故についてでございます。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成25年12月20日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては8万5,700円で、相手方は、東京都武蔵村山市神明4丁目17番地の2、木村哲也氏であります。

事故の内容でございますが、平成25年12月1日、日曜日、午後1時ごろ、東大和市清原1丁目1番地の清原西公園で、相手方が落ち葉に隠れていた遊具の基礎部分につまずいて転倒し、所有する眼鏡と携帯電話を破損したものでございます。

事故の状況から、公園の設置管理に瑕疵があるとして示談したもので、眼鏡の損害額として3万5,700円、携帯電話の損害額として5万円の計8万5,700円を相手方に支払うものでございます。

なお、相手方に支払います損害賠償額は、市が加入する市民総合賠償補償保険から全額補填するものであります。

事故後におきましては、遊具の基礎を撤去し、公園の安全性を高める措置を実施いたしました。今後より一層、公園の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします佐々木榮子氏は、平成23年から人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成26年6月30日をもって任期満了となります。

同氏は、平成14年4月から、運営を委託しました東大和市立桜が丘保育園の園長を務め、平成16年からは、立川市にあります、れんげ砂川保育園の園長として活躍されております。

また人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦をいたしたいと考えております。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として佐々木榮子氏を適任と認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として佐々木榮子氏を適任と決
します。

日程第13 第7号議案 専決処分の承認について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第7号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 専決処分の承認についてにつきまして、提案
理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、平成25年度東大和市一般会計補正予算（第4号）であります。

東京都知事の辞職に伴い、平成26年2月9日に執行されました東京都知事選挙に係る予算の補正であります
が、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づ
き、平成25年12月26日において、専決処分させていただいたものでございます。

このため同条第3項の規定に基づき、本議会におきまして御報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,541万7,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億3,462万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、3ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第14款都支出金は4,541万7,000円の増額で、東京都知事選挙費委託金の計上であります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款総務費は4,541万7,000円の増額で、東京都知事選挙費の計上であります。

以上でございますが、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第14 第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年4月1日に組織改正を行うために、条例の改正を御提案申し上げるものであります。

現状の環境部において、重要な施策を抱えている中、組織全体の効果的運営と施策の効率的な推進を図るため、商工業及び農業に関する分掌事務を環境部から市民部に移管するものであります。

また観光行政と商工業及び農業との連携を図るため、観光に関する分掌事務を市民部の分掌事務に加えるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条の表は、部の分掌事務の規定で、市民部の項に第4号として「商工業、農業及び観光に関すること。」を加え、環境部の項第3号を削るものでございます。

最後に、附則でございしますが、条例の施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○20番（佐竹康彦君） それでは、お伺いをいたします。

今回この産業振興に関すること、また特に市長が重要な施策として掲げておられます観光事業について組織を変えるということなんですけれども、市民部にこの産業振興に関する担当部署が移ることによって、どのような効果を期待しておられるのか、御所見を伺いたしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今回の改正につきましては、環境部においてかなり重要な施策が山積しているというような判断をしております。それに伴いまして、産業振興課を市民部のほうに移管することによりまして、環境部の負担を軽減するというふうに考えています。

特に市民部に移管する理由としましては、まず2年前にもそちらにあったということございまして、現在事務室につきましても1階にありまして、多くの市民からはその市民部との連携というか、印象が大分強いということを考えております。また観光につきましては、ここで力を入れているところなんですけれども、人的な配置としましても増員をしております、そこで充実を図ってるということで、市民部の中にいることによりまして窓口の連携と、そして他の部署との連携を図りながら、さらに農業、工業、商業の振興を、観光を強化しつつ図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第9号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第15 第9号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改

正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会との協議結果を踏まえ、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改定するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表は、非常勤特別職の報酬額を定めるものですが、このうち零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額について、「5万260円」を「5万180円」に改めるものであります。

附則につきましては、条例の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第10号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第16 第10号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案

を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正点の主なものは、次の3点でございます。

1点目は、東京都人事委員会の勧告に準じて給与改定を行うものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため給与改定につきましては、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うものであります。今回、公民較差を是正するため、この勧告内容に準じて、平成26年3月以降の給与を0.2%、金額にして1人平均、月額で約745円引き下げるものであります。また給与の引き下げと連動して期末勤勉手当につきましても、1人平均、年額で約2,800円の引き下げとなります。給与と期末勤勉手当を合わせた引き下げ額の合計は、職員1人当たりの平均で、年額約1万1,700円であります。

なお、平成25年4月から平成26年2月までの間における公民較差相当分を解消するため、平成26年3月に支給する期末手当について、支給月数の0.029カ月に相当する額を差し引くための調整を行います。

2点目は、高齢期にある職員の昇給制度の見直しであります。

従来、58歳以上の職員は勤務成績にかかわらず昇給停止となっております。能力や業績を反映した給与制度の確立を進めるためには、高齢期にある職員についても、勤務実績の評価を適切に給与に反映させる必要があります。このため従来の昇給停止制度を改め、55歳以上の職員については、標準の場合の昇給を1号給とし、これに勤務成績を評価する査定昇給を加味することにより、定年に達するまで勤務成績を昇給に反映させるものであります。

なお、平成26年度における査定昇給の導入に合わせて、その処理期間を考慮し、昇給日を4月1日から7月1日に改めるものであります。

3点目は、結核休職者に対する給与支給の見直しであります。

医療技術の向上や結核の罹患率の大幅な低下など、結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京都に準じた見直しを行うものであります。結核による休職中の給与につきましては、支給率及び支給期間において、他の疾病より有利な取り扱いをする特例がありますが、この特例を廃止するものであります。

以上が改正の主な内容であります。職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成26年2月12日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準の規定であります。同条第4項の改正は、昇給日を7月1日とするものであります。

第5条第7項及び第8項は、1項ずつ繰り下げておりますが、これは新たに第6項を追加するためのものであります。なお、第7項につきましては、第2号を全部改めて、58歳に達した者の昇給停止の規定を削除しております。

新たに追加する第6項は、55歳に達した日以後最初の3月31日を超えて在職する職員についても、昇給の対象とし、その標準の昇給数を1号給とするものであります。

第5条の2は、再任用短時間勤務職員の給与月額の規定であります。第5条の改正に伴う引用条項の改正であります。

第19条は、退職者の給与の規定であります。結核退職者に対する給与支給について、特例を定めた第2項を削り、一般の疾病等の場合と同様の取り扱いとするための改正であります。

その他、項の繰り上げに伴う所要の文言整理をしております。

次に、付則第20項は、平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置の規定であります。期末手当の額について、給料月額等の「100分の25」とあるのを、「100分の22.1」と読みかえるための改正であります。これにより平成26年3月の期末手当は、所要の調整として0.029カ月分の減額となります。

次に、別表第1及び別表第2は、それぞれ行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）を定めております。今回、公民較差の是正のため、給料表の全部を改め、0.2%の引き下げを行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成26年3月1日とするものであります。

なお、給与改定及び期末手当の調整以外の部分は、それぞれの施行日を定めております。

附則第5項の規定は公布の日、第5条、第5条の2及び第19条の改正規定並びに附則第2項から第4項までの規定は、平成26年4月1日を施行日としております。

附則第2項から第4項までの規定は、昇給日の改正に伴う経過措置を規定したものであります。

附則第5項は、平成25年第4回定例会において議決をいただきました、本条例の一部改正条例につきまして改正するものであります。この一部改正条例の施行日は、平成26年4月1日ですが、今回の改正のうち給料表に関する部分は、同年3月1日に施行するため、一部改正条例の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） それでは、伺います。

この内容からしますと、職員組合の皆さんとは一定の合意形成を経た上で御提案されてるというふうに見えるんですが、そうかどうかということと、それから今回の平成25年度都人勸の内容を見ますと、そもそもこの比較になってる民間給与の計算自体が、これまでと変えて全産業を対象にして民間の給与はここに水準があるということと計算したんだという説明になってるんですね。そもそも私の理解では、人勸というのは公務員と民間で勤めてる方が、同じような仕事をしていれば、本来は同一労働、同一賃金なわけでありまして、公私格差がないようにしていくということは、そもそもの意味だというふうにご考えていたんですけれども、こうしますと、全産業ということになりますと、そもそも公務員の仕事になじまないようなものまで、この民間給与水準一般ということにした上で、そこに公務員の給与を合わせていくという、こういうことになると思うんです。ここ1年超ぐらいたと思うんですけれども、民間給与は実質賃金ベースではずっと下がってきているというのが、厚生労働省の毎月勤労統計なんかでも示されてるところでありますから、市長が施政方針演説なんかでも御説明されておりました国の新年度の予算については、経済再生とデフレ脱却をしていくんだということと、公民がこぞって賃金のベースを下げていくということと、これ矛盾していくということになるんじゃないかというふうには私は思うんですね。市としては、どういうふうにご

のところを認識されているのかということをお伺いしたいと思います。ミクロでは、確かになるだけ人件費コストを可能な限り切り下げ、縮小していく——適正化していくというものはあり得る選択なわけではありますけども、ここでは合成の誤謬ということになっていくのではないかという心配をしておりますので、そういう観点から伺うところであります。

○総務部長（北田和雄君） まず1点目の組合との合意でございますけども、組合とは数回交渉を重ねまして、2月12日に正式に、この内容については合意をしております。

あと2点目の給与が下がっているということの認識でございますけども、公務員の給与につきましては、平成14年から東京都の人事委員会の勧告は下がっております。平成16年は除きますけども、ずっと下がり続けます。この前提でございますのは、公務員の給与については民間労働者の賃金に準拠していくということでありまして、民間労働者の賃金水準が下がりますと、やはり公務員の賃金水準も下がってくるということになっております。ですから現状につきましても、やはりまだ民間の労働者の賃金水準が向上してないということで、公務員についてもそれが改善されるまでは、やはり同じ状態が続かざるを得ないというふうには考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私は、職員の給料をどんどんどんどん下げていくということには本当に反対です。一般、民間の賃金が続け続けるということの中には、非正規雇用の拡大だとか、そういう問題もあるわけですよ。我が党としては、賃金を上げてこそ経済が好循環になっていくという政策を掲げておりますので、そういう立場があるということはず表明しておきたいと思っております。

それで、この条例の改正の中身でちょっとお聞きしたいのは、まず最初に職員給与が改定のたびに下がっているわけですよ。これはいつごろから続いているものなのか。できれば前の水準と今の水準、どのくらい下がったのかというのがわかればそこまでお願いしたいんですけど、まずは期間、どのくらいの期間、ずっと下がり続けているのかというのを、まずお聞かせいただきたいと思っております。

それから、0.2%下がることで、1人当たり1万1,700円ということは今説明の中にありました。これは総額にすると、このことが該当になる職員総額にするといかほどになるのかということですね。

それから、期末手当が下がることによる1人当たりの金額と総額ですね、総額をお願いします。

それから、2つ目の東京都の制度に準じた見直しということで、予算概要説明のところにありますように、55歳を超える職員の昇給については、正式な区分が標準の場合の昇給数を1号給とすることを基準、この意味合いを教えてください。そして、58歳以降は昇給停止になっていたのが廃止されたことで、昇給がとまっていたのが、今度は昇給を1年ごとに1号給ずつ上げますよって、こういう意味だと思んですけど、その最初の1号給のところですね。55歳を超えたら昇給が停止、まあ停止じゃなくて、1号給にするということは、これまでもっと高い号給から下げるといった意味合いじゃないかと思うんですけど、そういう考え方は職員のそれぞれ職務に対する意欲をそぐもの、まして55歳といったらまだ働き盛りですよ。この場内にも、議場の中にもそういう方々は大勢いるわけですけども、そこに対して昇給を押しとどめるという考え方自体が、私はおかしいんじゃないかと思いますが、市の理事者としてはそのところをどうお考えかということです。このことによる対象人数と金額ですね、これを教えていただきたいと思っております。

○職員課長（原島真二君） まず1点目のいつからマイナスの改定が続いているかということでもありますけども、先ほど部長のお話にもありましたが、平成14年度から平成25年度までマイナス改定が続いておりますけども、

平成16年度、1年間は改定がなかったことがありますので、11年間続いているというようなことになります。ただ、その全額の影響、全体ではというようなところについては、今資料を持ち合わせてございません。

それと、あと総額で幾らになるかという御質問でございますけれども、1年間の職員全体の影響額といたしましては、550万円ほどと計算されております。また所要の調整の0.029月を削減したときの職員全体での影響額というようなことにつきましては、510万円程度ということになります。

あと55歳、昇給を1号とするというようなことの意味合いということでもありますけれども、55歳を超えた翌年度以降ですね、今までは4号給、とりあえず58になるまでは上がっていたということでもありますから、3号給上がらなくなるというようなことの意味合いで、給料が、昇給幅がそれだけ減るということになります。

あと今、最後の58歳昇給停止から55歳昇給抑制に変わること、どのくらいの影響があるかというような御質問がありましたけれども、平成26年4月1日の状況で、55歳以上の職員は65人となる見込みがあります。このうちの最高号給に達してる職員と昇給のない部長職がおられますので、合計の人数は40名となります。これを除きますと、25名について影響があるというようなことになります。この25名のうち、プラスになる金額というのが合計で6,300円です。逆に昇給が抑制されることでマイナスになる職員については16名おりまして、月額2万9,500円と。合計しますと2万3,200円がマイナスとなります。これ年間にしみますと40万7,000円となりまして、1人当たり平均にすると年間1万6,000円のマイナスになると、こういう計算になります。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） 55歳昇給抑制の職員の士気の問題でございますけれども、現状は58歳で昇給停止でございます。ですから、58歳になると給与はもう一切上がらないと。ここで55歳の抑制ですから、55歳になりましたら60の定年までは給与は上がっていきます。査定昇給も入れておりますので、それだけ努力していただければ、その1号アップに、さらに上乘せの昇給もあるということで、職員の職務意識、士気の低下は招かないというふうには考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 55歳以上の人では、対象のうちのある方は月額2万9,500円っておっしゃいましたか、1人当たり月。全体でその金額、月額、16名の総体でということですか。わかりました。

いずれにしても11年間も減り続けるという状況は、私は正常じゃないというふうに思います。それで、私はそういう考えですけど、まあ賃金は使用者と労働者との合意によって決まるという原則を私ども考えておりますので、まあ労働組合がもっと頑張ってもらいたいというふうになってほしいと思うんですけども、そうした合意は尊重したいと思います。

それから、また55歳を過ぎたら昇給幅が低くなっていくという考え方は、まだまだこれから定年、60歳超えてもまだ働ける、年金の支給も65歳以降にどんどん延ばされていく、そこまで働けるんだって一方で言いながら、市では55歳になったらもうあんた方、能力があるかどうかに関係なく昇給を少なくしていく、こういう発想は私は正しくないということを指摘しておきたいと思います。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第10号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第11号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第17 第11号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、国の地域主権戦略大綱に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成26年4月1日に施行され、地方青少年問題協議会法についても、いわゆる「枠づけ」が緩和されることから、必要な改正を御提案申し上げるものであります。

改正前の地方青少年問題協議会法では、青少年問題協議会の会長は、「当該地方公共団体の長をもつて充てる。」と定めておりました。この規定が法改正に伴い削除されることから、新たに本条例第4条に会長の規定を加えるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第4条第1項及び第2項を繰り下げた上、新たに第1項として、「会長は、市長をもつて充てる。」という規定を設けるものであります。

最後に、附則ではありますが、この条例の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第12号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第18 第12号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正によるものであります。障害児がこれらの法律による福祉サービスを受けるためには、障害児相談支援事業または特定相談支援事業による支援が必要であり、やまとあけぼの学園において、この支援を提供できるよう条例を改正するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は趣旨の規定ですが、学園の事業のほとんどが法内事業化することに伴い、対象となる児童の定義を児童福祉法の障害児に合わせる等の改正を行うものであります。

次に、第3条は事業の規定であります。新たに第2号及び第3号を追加して、障害児相談支援事業及び特定相談支援事業を学園の事業とするものであります。

第2号として加える障害児相談支援事業の内容は、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助の2種類とするものであります。

また第3号として加える特定相談支援事業の内容は、基本相談支援、サービス利用支援及び継続サービス利

用支援の3種類とするものであります。

第6条は利用対象者の規定で、市民の定義を明確化するほか、障害児相談支援事業及び特定相談支援事業の利用対象者の要件を加えるものであります。

この条の第2項は、障害児相談支援事業の利用対象者の要件を定めております。児童福祉法の要件に、市民要件を加えたものであり、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に区分して定めております。

第3項は、特定相談支援事業の利用対象者の要件を定めております。これも障害者総合支援法の要件に市民要件を加えたものであり、基本相談支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援に区分して定めております。

第7条は使用料等の規定で、障害児相談支援事業及び特定相談支援事業の利用に係る使用料を定めるものであります。

新たに加える第3項では、障害児相談支援事業の使用料について定めるものであります。使用料の額は、障害児相談支援給付費の額と同額となるように定めております。児童福祉法の規定では、障害児相談支援給付費は、事業者である市に直接支払うこともできるようになっております。このため第3項のただし書きにおいて、障害児相談支援給付費が市に支払われるときは、使用料の納付は必要ないものと定めております。この規定により、利用者が市に使用料を支払うことは基本的にはありません。

次に、新たに加える第4項では、特定相談支援事業の使用料について定めるものであります。この規定の内容は、先ほど御説明した障害者相談支援事業の使用料の規定と同様であり、計画相談支援給付費が市に支払われるときは、利用者が市に使用料を支払うことは基本的にはございません。

第8条は、利用の手続の規定であります。今回追加した障害児相談支援事業及び特定相談支援事業のうち、基本相談支援以外のものを利用しようとする場合は、市長の承認が必要であることを定めるものであります。また、その他所要の文言整理をしております。

第9条は、利用承認の取り消し等の規定であります。その利用に市長の承認を要する事業に、新たに障害児相談支援事業及び特定相談支援事業が加わったことから、これらの承認を取り消す場合の規定について整備するものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 何点か伺います。

1つは、サービスと利用計画を作成する業務が加わったということですが、この利用計画を作成することとの関係で、あけぼの学園のサービスを受けられなくなるというようなことは起こらないのかどうか。

それから、市民要件ということですが、この点で現状いらっしゃる方がサービスを受けられなくなるということがないのかどうか。

それから、使用料について、支払うことは基本的にはありませんという説明ですが、基本的にはという何か例外があるのかどうかという気になるものですから、そこら辺の内容について伺いたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） まず、今既存のサービスを利用している人ができなくなるかという御質疑ですが、

これは基本的にありません。引き続き利用できるということです。

また市民要件についても、現在のところ市民の利用となつてございますから、そのまま引き続き利用できると。

最後の料金についてですが、基本的にというふうな書き方にさせていただいておりますけど、利用者が支払うということはないということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 済みません、1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、相談支援事業を行うということで、その一応やる場合の一定の要件を持つ職員がどのぐらいいるのか。

それと、今後もそういう事業、当然相談支援の事業認定を受けていくのであれば、今後もそれを引き続きやっていくと思うんですけども、やまとあけぼの学園に関しては、ちょっといろいろな資料を見ていくと、今後、民営化も想定していることもあるのかなつて、ちょっと考えてたんですけども、その辺との兼ね合いはどう考えているのかをお聞きします。

○保育課長(関田孝志君) 初めの職員体制、こちらでございますが、現在のところ研修のほうに2名職員を派遣して、資格の取得に向けて努めているところでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長(榎本 豊君) あけぼの学園の民営化につきましては、行政改革大綱の推進計画の中で、今年度までにあり方について検討しろということが担当部、担当課においてきてるところでございます。3月末を目途に、報告を今上げるということで検討しているところでございます。

以上です。

○議長(尾崎信夫君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾崎信夫君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、よつて、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第19 第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、学童保育所事業の充実及び通所児童の安全確保を図るため、土曜日に学童保育所を開所する時刻を午前8時30分から午前8時に、30分繰り上げるための改正を御提案するものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第4条は開所時間の規定でございますが、同条第1項第2号において、土曜日の開所時間を午前8時30分から午後6時までと定めておりました。この開始時刻を30分繰り上げて、午前8時とする改正を行うものであります。

なお、その結果、同項第3号で定めている授業のない他の日の開所時間と同様となりますので、これらを統合して規定するために、第2号を全部改め、第3号を削るものであります。

附則であります。この条例の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 学童保育所の開所時間を早めるということですが、このことによって人員的に補強したり、財政的にも一定の支出になるかと思うんですが、その辺どういう計画になっているのか伺います。

それから、保護者の皆さんからは、午後6時までという時間についても延長できないかという声も出ているようですけれども、そこら辺についての、まあ今回開所時間を早めたということで、一定のそれに対応しているという意向からそういうことになったと思うんですが、閉所時間についての考え方、今後についての考え方伺います。

○青少年課長（中村 修君） 1点目の予算の計上でございますが、指導員の時間を30分早めまして、1人、早めまして体制をとりたいと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 2つ目の保護者からの要望というのは出てるところでございまして、今回、御提案しております土曜日の開所時間を繰り上げ、さらには閉所時間を、現在は18時でございますけれども、18時半から19時というような要望も上がってるところでございますが、こちらは財源的な措置だけではなかなか難しい、人員的な配置も、加配等、考えないとならないということでございますので、次年度以降の検討課題だというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第14号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第20 第14号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成26年6月に立野3丁目に新たな市民農園を開園するために、必要な改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第1は、市民農園の名称及び位置を定めるものであります。今回、新たに開園する市民農園につきましては、名称を「立野市民農園」、位置を「東大和市立野3丁目1207番地の1」として追加するものでございます。

別表第2は、区画及び使用料を定めるものであります。追加する立野市民農園につきましては、既存の市民農園と同様に、区画をおおむね15平方メートル、使用料を900円と定めるための改正を行うものであります。

附則であります。附則第1項は、本条例の施行日を平成26年6月1日とするものであります。

附則第2項は、新たに開園する立野市民農園の利用に係る事前手続を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第15号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第21 第15号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例が引用する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名改正に伴い、必要な字句の改正を行うとともに、これに関連して、単身入居者の要件を拡大するために改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

第6条は使用者の資格の規定であります。第2項第8号に引用する法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更されたことから、これに伴う字句の改正を行うものであります。

また同法の改正により、生活の本拠をともにして交際する相手から暴力を受けた者についても、同法を準用することとされたため、市営住宅に単身で入居することができるように、必要な字句を追加するものであります。

す。

最後に、附則であります、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午前11時45分 延会